

Q & A <<お申込み時によくあるご質問>>

Q1. 四年制大学の場合は4年間分、貸付を受けられますか。

A1. はい。正規の修学期間で貸付を受けられます。

Q2. 入学準備金は入学前に貸付てもらえますか。

A2. 入学し、在学していることの確認をしてから修学資金の申込・貸付決定となります。
ただし「生活費加算」を併せて申し込む場合は、入学前からの貸付も可能です。

Q3. 入学準備金（もしくは就職準備金）だけの申請は可能ですか。

A3. いいえ、入学準備金（もしくは就職準備金）のみの申請はできません。

Q4. 借入申請時に受験対策費用を申し込まなかったのですが、追加申請はできますか。

A4. いいえ、追加の申し込みは受け付けておりません。

Q5. 中高年離職者ですが、借入申請の際に必要な書類はありますか。

A5. 入学時に45歳以上で離職後2年以内に本修学資金の借入を希望する場合は離職証明書など、離職したことがわかる公的な書類を申請書に添えて提出してください。返還免除までの従事期間が一般の借受者より短期間になります。ただし、離職して2年以上経過している方や、すでに就労している方は対象外となります。

Q6. 法定代理人と連帯保証人は別の人でなければいけませんか。

A6. 法定代理人は未成年の契約行為に関して必要であり、連帯保証人は借り入れた修学資金について連帯して保証する人を指します。未成年者の場合は、親権者または未成年後見人を法定代理人および連帯保証人としてください。

生活保護受給世帯及び生活費加算貸付希望者については、資力のある別生計の方を連帯保証人として立ててください。

Q7. 連帯保証人の続柄は誰でもよいのでしょうか。（夫・妻・子・友人・同僚など）

A7. 続柄は原則問いませんが、借受者と連帯して債務について責任を負うこととなりますので、予め十分に確認をしてください。

Q8. 連帯保証人の居住地や所得、年齢に制限はありますか。また、独立の生計についての証明書類（源泉徴収票、納税証明書等）が必要でしょうか。

A8. 連帯保証人の居住地は問いません（ただし日本国内に限ります）。必要に応じて源泉徴収票や納税証明書等の提出を県社協より求めることがあります。年齢については原則 65 歳未満の方とさせていただきます。

Q9. 外国人留学生の場合、現在アルバイトをしている施設や派遣会社が、法人として連帯保証人となることはできますか。

A9. 外国人留学生等の場合、法人を連帯保証人とすることは可能です。ただし、外国人留学生等の受入れを行っており、就労支援をしている①または②の法人に限ります。

①バイト等で外国人留学生等と雇用契約を結んでいること

②雇用契約はないが就労支援をしていること（ただし、公益事業としての就労支援に限る）

Q10. 生活福祉資金と本貸付の併給はできないこととされていますが、生活福祉資金以外貸付制度との併給について制約はあるのでしょうか。

A10. 生活福祉資金に限らず、「他の国庫補助事業等を活用している者を貸付の対象とすることは適当ではない」とされていますので、併給する予定がある場合はご確認ください。（(例)母子・父子寡婦福祉資金、職業訓練等）

Q11. 日本学生支援機構の「奨学金」の奨学生や日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の利用者も申請出来ますか。

A11. 本制度は一定の条件の元で返還が免除となる修学資金ですが、返還になる可能性もあります。そのため、他の奨学金も借り受けた場合、合算した分の返還が可能かどうか、各ご家庭で十分検討する必要があります。日本学生支援機構の「奨学金」及び日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の利用については、学生等の個別の状況に応じ、併給することが真に止むを得ないと認められる場合は、貸し付けを決定する場合があります。

Q12. 働きながら通信課程を受講します。そのような場合においても、就職準備金は申請できますか。

A12. 働きながら通信課程を受講している場合は、就職準備の必要がないため、原則、就職準備金の貸付を行うことはできません。ただし、返還免除要件に該当しない業務に従事している場合で、資格取得後に該当業務への転職が必要となるときに交付を認める場合があります。